

県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方の策定について

1 経過

全国的に豪雨が激甚化・頻発化しており、今後も気候変動の影響により、更に激化していくことが懸念されている中、国の技術検討会や社会資本整備審議会では、治水計画について、従来の過去の降雨実績に基づくものから、気候変動の影響を考慮したものに見直していくべきとの提言や答申が示された。

県の取組

- ・ 令和3年度 県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方検討
- ・ 令和4年9月 淡海の川づくり検討委員会
【答申】 審議の結果、県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方(案)について、妥当であると判断した。今後、個別河川における検討を進められたい。
- ・ 令和4年10月 県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方策定

2 検討結果

① 気候変動に伴う県内の降雨量変化について

検討内容

- ・ 県管理河川を対象に、気候変動に伴う降雨量変化の傾向を分析

検討結果

県内における降雨量変化倍率は、現在気候と比較して、将来気候(2℃上昇)で約1.1倍、将来気候(4℃上昇)で約1.2倍~1.3倍となり、国で示された近畿地方における降雨量変化倍率と概ね同様の傾向となることを確認。

② 県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方

検討内容

- ・ 2℃上昇時の降雨量変化に伴う計画流量への影響を評価
- ・ 現在の河川整備状況を踏まえ、治水計画見直しの考え方を整理

検討結果

【県内の比較的流域面積の小さい河川】

- ・ 滋賀県降雨強度式^{*}については、県内観測最大である明治29年9月降雨を考慮していたことから、気候変動に伴う降雨量の増分を包含していることが確認できた。

※「確率規模」と「雨の強さ」の関係を示す式



滋賀県降雨強度式を用いて計画流量を算定する河川については、気候変動を踏まえた治水計画の見直しを行う必要はない。

【県内の比較的流域面積の大きい河川】

- ・ 県内の2℃上昇時の降雨量変化倍率（1.1倍）をもって算定される降雨量を用いて、気候変動を踏まえた治水計画を検討する。



○新規に治水計画を立案する河川、暫定整備完了の目途が立っている河川
気候変動を踏まえた治水計画に見直す。

○暫定整備中の河川

まずは、現行の河川整備計画に位置付けているメニューの整備を加速させ、暫定整備が完了した段階で気候変動を踏まえた治水計画に見直す。ただし、気候変動を踏まえた治水計画を検討し、その結果、できるだけ手戻りのない整備が可能であれば、整備計画変更のタイミングで位置付けを考える。

3 今後の予定

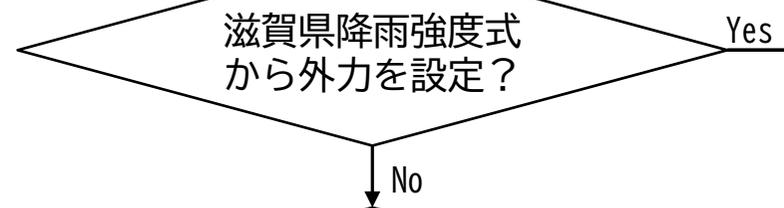
- ・ 河川※ごとに、気候変動を踏まえた治水計画と対応方針の検討
※大戸川、野洲川、日野川、芹川、天野川、姉川・高時川、余呉川、石田川、安曇川

添付資料

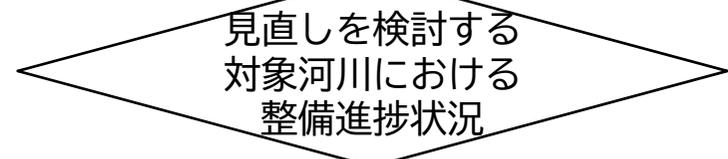
- ・ 県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画への見直しフロー

県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画への見直しフロー

県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画見直しを検討



現行の滋賀県降雨強度式から算定される外力は、気候変動に伴う降雨量の増分を包含していることから、**気候変動に伴う治水計画の変更は不要。**



新規に治水計画を立案

暫定整備完了の目途あり

暫定整備中

気候変動を踏まえた治水計画を**立案**

気候変動を踏まえた治水計画に**見直し**

- ① **まずは、現行の河川整備計画に位置付けているメニューの整備を加速**させる
- ② 当該河川全体の暫定整備が完了した段階で、気候変動を踏まえた治水計画に見直す
- ③ ただし、気候変動を踏まえた治水計画について検討した結果、**できるだけ手戻りのない整備が可能であれば、整備計画変更のタイミングでの計画への位置付けを考えていく。**